



令和5年1月27日

各 位

上 場 会 社 名 津田駒工業株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 COO  
山 田 茂 生  
(コード：6217 東証スタンダード)  
問合せ先責任者 常務取締役管理部門統括  
松 任 宏 幸  
(TEL 076-242-1110)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（令和5年1月27日）開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を令和5年2月24日開催予定の第112回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過規定等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	令和5年2月24日（予定）
定款変更の効力発生日	令和5年2月24日（予定）

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、<u>インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 18 条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>1 会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u> <u>2 本附則は、前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日にこれを削除する。</u></p>